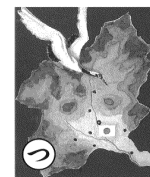




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年12月28日(金) 第9663号

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	2
<b>告 示</b>	
○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)	46
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	46
○道路の区域変更(道路管理課)	47
○同	47
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	47
○指定管理者の指定(自然環境課)	48
○同(緑化推進課)	48
○同	49
○同	49
○同	49
○同	50
○同	50
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(農村整備課)	50
○指定管理者の指定(都市計画課)	51
<b>収用委員会公告</b>	
○収用裁決手続の開始決定	51
○公示による通知	52
<b>入 札 公 告</b>	
○一般競争入札の実施(情報政策課)	52
○同(二葉特別支援学校)	55
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(小児医療センター)	57

規則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年十二月二十八日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第六十九号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 環境性能割(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条の規定による登録の申請を行い、併せて群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十七年群馬県条例第二十号)以下「情報通信技術利用条例」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して条例第二百二十九条第一項の申告書を提出する場合に係る納付に係る徴収金に限る。)

第五条の四第一項第九号中「自動車税」を「種別割」に改める。  
第九条第一項第三号中「第三百三十三条第七項」を「第四百七十七条の十六第七項」に、「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改める。  
第九条の二第二項中「第三百三十二條第一項」を「第四百七十七条の十五第一項」に、「第十二条の六第三項」を「第十二条の二十一第三項」に改める。

第十二条の二第二項中「徴収した自動車税」を「徴収した種別割」に、「(自動車税)を」(「自動車税(種別割)」)に改める。  
第十五条第二項ただし書中「自動車取得税及び自動車税」を「環境性能割及び種別割」に改める。

第二十一条第一項第二号中「第三百三十三條第七項及び第三百三十四條第二項」を「第四百七十七條の十六第七項及び第四百七十七條の十七第三項」に、「(自動車取得税)を」(「自動車税(環境性能割)」)に改め、同条第三項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改める。  
第四十一条から第四十二条の六までを次のように改める。  
第四十一条から第四十二条の六まで 削除

第四十二条の六の二から第四十二条の六の十までを削る。  
第四十二条の十四の次に次の十六条を加える。  
第四十二条の減免に係る自動車の取得の直後の意義  
第四十二条の十五 条例第四百七十七条の十八第一項第二号に規定する取得した自動車  
がその取得の直後に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合は、自動

車の取得後一月以内に当該自動車が天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合とする。

(環境性能割減免承認通知等)  
第四十二条の十六 知事は、条例第四百七十七条の十八第二項(条例第四百七十七条の二十第四項において準用する場合を含む。)及び第四百七十七条の十九第二項の申請書を提出した者に対し、環境性能割の減免を承認したとき又は環境性能割の減免を認めないときは、それぞれ別記様式による自動車税(環境性能割)減免承認通知書又は自動車税(環境性能割)減免承認通知書により通知するものとする。

(条例第四百七十七条の十九第一項の身体障害者等の範囲)  
第四十二条の十七 条例第四百七十七条の十九第一項に規定する身体障害者等は、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	専ら身体障害者本人が運転する場合	専ら身体障害者の通学、通院、通所又は生業のために、当該身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を常時介護する者が運転する場合
視覚障害	一級から四級までの各級	同上
聴覚障害	二級及び三級	同上
平衡機能障害	三級	同上
音声機能障害	三級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	同上
上肢不自由	一級及び二級	同上
下肢不自由	一級から六級までの各級	一級から三級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級	一級から三級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能		

障害の区分	専ら戦傷病者本人が運転する場合	専ら戦傷病者の通学、通院、通所又は生業のために、当該戦傷病者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の戦傷病者を常時介護する者が運転する場合	聴覚障害	視覚障害	平衡機能障害	音声機能障害	肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	腎臓機能障害	心臓機能障害	障害 上肢機能 移動機能
			特別項症から第四項症までの各項症	特別項症から第四項症までの各項症	特別項症から第四項症までの各項症	特別項症から第二項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に)	一級から三級までの各級	一級及び三級までの各級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級
重度障害の程度又は障害の程度			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上 一級から三級までの各級

二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

注 戦傷病者手帳の等級欄に㊸と表示されている場合の第七項症は第一款症と、第一款症は第二款症と、第二款症は第三款症と、第三款症は第四款症と、第四款症は第五款症とし、それぞれ適用すること。	肝臓機能障害	小腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	腎臓機能障害	心臓機能障害	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由	限る。)
	特別項症から第三項症までの各項症	特別項症から第三項症までの各項症	特別項症から第三項症までの各項症	特別項症から第三項症までの各項症	特別項症から第三項症までの各項症	特別項症から第三項症までの各項症	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症	特別項症から第三項症までの各項症	特別項症から第三項症までの各項症
三 療育手帳の交付を受けている者のうち重度の障害の程度に該当する障害を有するもの(以下この号及び第四十二条の十九第一項第三号において「重度知的障害者」という。)。ただし、当該重度知的障害者と生計を一にする者又は当該重度知的障害者を常時介護する者が運転する自動車にあつては、専ら当該重度知的障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する場合に限る。										
四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五十五号)第六条第三項に規定する一級の障害を有するものであり、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第五十四条第三項の規定に										

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から四級までの各級
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能障害	三級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	一級及び二級
上肢機能移動機能	一級から六級までの各級
心臓機能障害	一級及び三級

よる自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)の交付を受けているもの(以下この号及び第四十二条の十九第一項第四号において「一級精神障害者」という。)。ただし、当該一級精神障害者と生計を一にする者又は当該一級精神障害者を常時介護する者が運転する自動車にあつては、専ら当該一級精神障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する場合に限る。(身体障害者手帳等への押印)

第四十二条の十八 知事は、条例第四百七十七条の十九の規定によつて環境性能力の減免を受けようとする者から、自動車税(環境性能力)減免申請書の提出を受けてこれを受理したときは、当該申請者に係る身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、療育手帳の予備欄又は精神障害者保健福祉手帳の余白に別記様式による受理印を押すものとする。(条例第四百七十七条の二十の身体障害者等の範囲等)

第四十二条の十九 条例第四百七十七条の二十各項に規定する身体障害者等は、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

腎臓機能障害	一級及び三級
呼吸器機能障害	一級及び三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級
小腸の機能障害	一級及び三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から三級までの各級
障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

注 戦傷病者手帳の等級欄に㊸と表示されている場合の第七項症は第一款症と、第一款症は第二款症と、第二款症は第三款症と、第三款症は第四款症と、第四款症は第五款症とし、それぞれ適用すること。

- 三 重度知的障害者
  - 四 一級精神障害者
  - 2 条例第四百七条の二十第一項に規定する構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車及び同条第二項に規定する構造上身体障害者等の利用に供するための自動車は、次の各号のいずれかの装置を装着するものとする。
    - 一 車椅子の昇降装置
    - 二 車椅子の固定装置
    - 三 浴槽
    - 四 超低床型バス（床面の高さが空車状態において三百五十ミリメートル以下で、かつ、全ての乗降口に踏み段がなく、少なくとも一つの乗降口の幅が十分に広いバスをいう。）に係るスロープ板及び車高調整装置
    - 五 その他身体障害者等のための特別の装置
- （環境性能割の交付金算定に関する資料の提出）  
 第四十二条の二十 施行規則第九条の十四の規定により市町村長が知事に対して行う資料の提出は、別記様式による自動車税（環境性能割）交付金算定資料報告書を毎年六月三十日までに提出して行うものとする。
- （証紙代金収納計器取扱者の指定の申請及び指定の取消等）  
 第四十二条の二十一 条例第四百七条の十五第一項の規定により証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の取扱者の指定を受けようとする者は、別記様式による証紙代金収納計器取扱者指定申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 収納計器の取扱いの指定を受けた者（以下「収納計器取扱者」という。）は、その氏名若しくは名称、取扱場所等を変更しようとするとき又は取扱いをやめようとするときは、別記様式による証紙代金収納計器取扱者指定事項変更届出書又は証紙代金収納計器取扱業務廃止届出書によりあらかじめその旨を知事に届け出なければならない。
  - 3 知事は、収納計器取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、収納計器取扱者の指定を取り消すことができる。
    - 一 収納計器により収納印の表示をした額と異なる額に相当する金額を受領したとき。
  - 二 その他収納計器取扱者として不適当と認めるとき。
  - 4 知事は、前項の規定により収納計器取扱者としての指定を取り消すときは、別記様式による証紙代金収納計器取扱者指定取消通知書により当該収納計器取扱者に通

- 知しなければならない。
- （収納計器の取扱い等）  
 第四十二条の二十二 収納計器取扱者は、公衆の見やすい場所に、別記様式による標札を掲げなければならない。
- 2 収納計器取扱者は、収納計器の始動に必要な別記様式による標札（以下「始動票札」という。）を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
  - 3 収納計器取扱者は、収納印を申告書又は修正申告書の所定の箇所に判明に表示しなければならない。
  - 4 収納計器取扱者は、次条第三項の規定により交付を受けた始動票札の額面金額を限度として収納計器を使用しなければならない。
- （始動票札の出納保管等）  
 第四十二条の二十三 始動票札の出納及び保管は、群馬県自動車税事務所の収納担当出納員が行うものとする。
- 2 収納計器取扱者は、始動票札の交付を受けようとする場合は、別記様式による始動票札買受申請書を群馬県自動車税事務所に提出し、始動票札の額面金額から第四十二条の二十六の規定による取扱手数料を差し引いた金額を記入した別記様式による始動票札買受代金払込書の交付を受け、当該金額を県指定金融機関に払い込み、その旨を群馬県自動車税事務所に申し出なければならない。
  - 3 群馬県自動車税事務所長は、前項の払込書の領収証書を確認の上、収納計器取扱者に始動票札を交付するものとする。
  - 4 始動票札は、これを返還しときは、現金の還付を受けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
    - 一 収納計器を変更したとき。
    - 二 収納計器による徴収を廃止したとき。
    - 三 収納計器取扱者の指定を取り消したとき。
    - 四 その他知事がやむを得ないと認めたとき。
- （収納計器により表示する印影の形式等）  
 第四十二条の二十四 条例第四百七条の十五第三項の規則で定める収納計器により表示する収納印の印影の形式は、別記様式による群馬県証紙代金収納印とする。
- 2 収納計器により収納印を申告書に表示されたときは、当該収納印の印影に表示された額に相当する金額の還付を受け、又は他の申告書に表示された収納印の印影を使用することができない。
  - 3 収納計器取扱者は、収納印を過誤表示したときは、当該収納印の印影を別記様式による過誤表示印により判明に消さなければならない。この場合においては、別記様式による過誤表示金額還付申請書により過誤表示した収納印の額に相当する金額の還付を請求することができる。
- （印影の無効）  
 第四十二条の二十五 著しく汚染し、又は毀損した収納印の印影は、無効とする。
- （収納計器取扱手数料）  
 第四十二条の二十六 知事は、毎年度、収納計器取扱者に対し、収納計器により表示

された金額(過誤表示した収納印の額に相当する金額を除く。以下この条において同じ。)の合計額に、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、収納計器に係る取扱手数料として交付するものとする。

収納計器により表示された金額の合計額	取扱手数料の率
五千万円以下の金額	一万分の百八
五千万円を超える金額	十万分の五百四十

(収納計器使用状況の記帳)  
第四十二条の二十七 収納計器取扱者は、別記様式による証紙代金収納計器使用記録簿及び始動票札管理簿を備え、所定の事項を記載し、収納計器の使用状況を明らかにしておくなければならない。

2 前項の帳簿は、年度ごとに整理し、年度終了後五年間保存しなければならない。  
(収納計器使用状況の報告)  
第四十二条の二十八 収納計器取扱者は、毎月五日までに前月の収納計器の使用状況を別記様式による証紙代金収納計器使用状況報告書により群馬県自動車税事務所長に報告しなければならない。

(収納計器の取扱状況に関する調査)  
第四十二条の二十九 知事は、収納計器取扱者の取り扱う収納計器について、必要があると認めるときは、当該収納計器の取扱状況を調査することができる。

(準用)  
第四十二条の三十 第四十二条の二十一から前条までに定めるもののほか、始動票札の取扱いについては、群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十

三号)に規定する証紙による収入の方法の例による。  
第四十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税減免」を「自動車税(種別割)減免」に改める。

第四十四条の二中「第四十二条の二」を「第四十二条の十七」に改める。  
第四十四条の三中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税減免」を「自動車税(種別割)減免」に改める。

第四十四条の三の二第一項中「第四十二条の四第一項」を「第四十二条の十九第一項」に、同条第二項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の十九第二項」に改める。

第四十四条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税に」を「種別割に」に、「自動車税納税」を「自動車税(種別割)納税」に改める。  
第四十四条の五(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第四十四条の六の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第四十二条の六から第四十二条の六の十」を「第四十二条の二十一から第四十二条の三十」に改める。

第五十条の表第七号の二様式の項、第八号の二様式の項及び第十一号様式の項から第十一号の三様式の項までの規定中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同表第十五号の二様式の項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同表第十六号の三様式の項から第十六号の六様式の項までの規定、第四十四号の二様式の項、第四十九号の五様式の項、第四十九号の六様式の項、第五十号の四様式の項及び第五十号の五様式の項中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同表中

第五十六号様式 請求書	第二十一条第一項
----------------	----------

を

第五十六号様式 請求書	第二十一条第一項
第五十六号の二様式 自動車税(環境性能割)の還付(納付義務の免除)申請書	

に改め、同表第五十七

号の三様式の項中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同表第五十七号の四様式の次に次のように加える。

第五十七号の四の二様式 自動車税(環境性能割)の還付(納付義務の免除)通知書	第二十一条第三項
---	----------

第五十条の表第五十七号の七様式の項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同表第三号様式の項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に、「第三十条第二項」を「第三百四十七条の十一第二項」に改め、同表第四号様式の項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に、「第三百三十一条第一項」を「第四百四十七条の十二第一項」に改め、同表第五号様式の項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に、「第三百三十三条第七項」を「第四百四十七条の十六第七項」に改め、同表第六号様式の項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に改め、同表第七号様式の項から第九号様式の項までを次のように改める。

第七十七号様式から第九号様式まで	削除
------------------	----

第五十条の表第一百十号様式の項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に、「第三百三十五条第二項」を「第四百七十七条の十九第二項」に改め、同表第一百十号様式の項を次のように改める。

第百一十一号様式	削除
----------	----

第五十条の表第百一十二号様式の項及び第百一十三号様式の項中「自動車取得税・自動車税」を「自動車税(環境性能割・種別割)」に、「第三百三十六条第二項」を「第四百七十七条の十九第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百一十三号の二様式	自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(身体障害者等の利用に供する自動車)	条例第四百七十七条の二十第四項 条例第百六十三 条第二項
第百一十三号の三様式	自動車税(環境性能割)減免承認(不承認)通知書	第四百二十二条の十六

第五十条の表中

第百一十四号様式	自動車取得税・自動車税減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)	第四百二十二条
第百一十五号様式	自動車取得税・自動車税減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)(手処理)	第四百二十三条
第百一十六号様式	自動車取得税・自動車税減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)兼税額通知	第四百二十二条

を

第百一十四号様式	自動車税(環境性能割・種別割)減免承認通知書(精神障害者に係る自動車)	第四百二十二条の十六
第百一十四号の二様式	自動車税(環境性能割)減免承認通知書(精神障害者に係る自動車)	第四百二十二条の十六
第百一十四号の三様式	自動車税(環境性能割)減免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)	第四百二十二条の十六
第百一十四号の四様式	自動車税(環境性能割・種別割)減免承認通知書(身体障害者等に係る自動車)	第四百二十三条
第百一十四号の五様式	自動車税(環境性能割・種別割)減免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)	第四百二十三条
第百一十五号様式	自動車税(環境性能割・種別割)減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)	第四百二十二条
第百一十七号様式	自動車取得税・自動車税減免承認通知書(精神障害者に係る自動車)(手処理)	第四百二十三条

第百十五号の三の十二様式	証紙代金収納計器使用記録簿	第四十二條の二第十七第一項
第百十五号の三の十一様式	過誤表示金額還付申請書	
第百十五号の三の十様式	過誤表示印	第四十二條の二第十四第三項
第百十五号の三の九様式	群馬県証紙代金収納印	第四十二條の二第十四第一項
第百十五号の三の八様式	始動票札買受代金払込書	
第百十五号の三の七様式	始動票札買受申請書	第四十二條の二第十三第二項
第百十五号の三の六様式	群馬県証紙代金収納計器始動票札	第四十二條の二第十二第二項
第百十五号の三の五様式	証紙代金収納計器取扱所	第四十二條の二第十二第一項
第百十五号の三の四様式	証紙代金収納計器取扱者指定取消通知書	第四十二條の二第十一第四項
第百十五号の三の三様式	証紙代金収納計器取扱者指定申請書	第四十二條の二第十一第一項
第百十五号の三の二様式	自動車税(環境性能割)交付金算定資料報告書	第四十二條の二第十
第百十五号の三の様式	自動車税(環境性能割)減免申請書の受理印	第四十二條の二第八
第百十五号の二の様式	自動車税(環境性能割・種別割)減免承認通知書(精神障害者に係る自動車)(手処理用)	
	係る自動車(手処理用)	

に改め、同表第百十七

第百十五号の三の十三様式	始動票札管理簿	
第百十五号の三の十四様式	証紙代金収納計器使用状況報告書	第四十二條の二第十八
第百十五号の四の様式	自動車税(種別割)減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)兼税額通知書	第四十三條
第百十六号様式及び第百十七号様式	削除	

号の二様式の項中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同表第百十七号の二の様式の項から第百十七号の五様式の項までを次のように改める。

第百十七号の二の二様式から第百十七号の五様式まで	削除	
--------------------------	----	--

第五十條の表第百十七号の六様式の項中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」に、「第百三十八條第一項」を「第百四十七條の二十一第一項」に改め、同表第百十七号の七様式の項を次のように改める。

第百十七号の七様式	削除	
-----------	----	--

第五十條の表第百十八号様式の項から第百二十一号様式の項までの規定、第百二十二号の三様式の項及び第百二十二号の五様式の項から第百二十三号の二様式の項までの規定中「自動車税」の下に「(種別割)」を加え、同表第百二十三号の四様式の項を次のように改める。

第百二十三号の四様式	削除	
------------	----	--

第五十條の表第百二十三号の五様式の項中「第百三十二條第一項」を「第百四十七條の十五第一項」に改め、同表第百二十三号の八様式の項から第百二十三号の二十様式の項までを削る。

第七号の二様式及び第八号の二様式中「~~自動車税~~」を「~~自動車税(種別割)~~」と



行」に改める。

第十一号様式中「自動車税領収済」や「自動車税(種別割)領収済」及び「自動車税納付」や「自動車税(種別割)納付」並びに「自動車税納税」や「自動車税(種別割)納税」並びに「第145条」や「第146条」並びに「自動車税に」や「自動車税(種別割)に」並びに「で自動車税」や「で自動車税(種別割)」並びに「自動車税の」や「自動車税(種別割)の」に改める。

第十一号の二様式中「第十一号の二」並びに「自動車税納税」や「自動車税(種別割)納税」並びに「第145条」や「第146条」に改める。

第十一号の三様式中「自動車税集合」や「自動車税(種別割)集合」並びに「第145条」や「第146条」に改める。

第十五号の二様式中「自動車取得税」や「自動車税(環境性能割)」に改める。  
第十六号様式中「自動車税及び自動車取得税」や「自動車税(種別割)及び環境性能割)」に改める。

第十六号の三様式中「自動車税領収」や「自動車税(種別割)領収」並びに「自動車税納付」や「自動車税(種別割)納付」並びに「自動車税納税」や「自動車税(種別割)納税」並びに「で自動車税」や「で自動車税(種別割)」に改める。

第十六号の四様式中「自動車税領収」や「自動車税(種別割)領収」並びに「自動車税納付」や「自動車税(種別割)納付」並びに「自動車税口座」や「自動車税(種別割)口座」並びに「自動車税を」や「自動車税(種別割)を」に改める。

第十六号の五様式中「群馬県税自動車税」や「群馬県税自動車税(種別割)」並びに「自動車税は」や「自動車税(種別割)は」並びに「自動車税領収」や「自動車税(種別割)領収」並びに「自動車税納付」や「自動車税(種別割)納付」並びに「自動車税納税」や「自動車税(種別割)納税」並びに「で自動車税に」や「で自動車税(種別割)に」並びに「で自動車税」や「で自動車税(種別割)」並びに「自動車税の」や「自動車税(種別割)の」に改める。

第十六号の六様式中「自動車税領収」や「自動車税(種別割)領収」並びに「自動車税に」や「自動車税(種別割)に」並びに「自動車税納付」や「自動車税(種別割)納付」並びに「自動車税の」や「自動車税(種別割)の」に改める。

第十七号様式及び第十七号の二様式中「自動車取得税」や「自動車税(環境性能割)」に改める。

第四十五号様式中「自動車税(種別割)」に改める。

第四十九号様式中「自動車取得税」や「自動車税(環境性能割)」に改める。

第四十九号の五様式、第四十九号の六様式、第五十号の四様式及び第五十号の五様式中「群馬県税 自動車税」や「群馬県税 自動車税(種別割)」に改める。

第五十五号様式中「自動車税」や「自動車税(種別割)」に改める。  
第五十六号様式の次に次の一様式を加える。

第56号の2様式(規格A4)

受 付

群馬県知事あて		自動車税(環境性能割)の還付(納付義務の免除)申請書 (県税条例施行規則第21条第1項の規定による申請書)					
		申請年月日			年月日		
申請者	住所又は所在地						
	氏名又は名称	印					
次のとおり還付(納付義務の免除)をしてください。							
還付(納付義務の免除)を受けようとする金額	区分	年度	納期限	申告税額	納付年月日	納付済額	還付(納付義務の免除)額
	自動車税(環境性能割)		・	円	・	円	円
	延滞金				・		
	計						
自動車の表示	登録番号又は車両番号				車台番号		
	車名				原動機型式	型	
	型式	型 年式		定置場			
自動車の取得年月日	・			自動車を返還した年月日	・		
添付書類							
備考							

第五十七号の三様式中「自動車税過誤納金」を「自動車税(種別割)過誤納金」に  
「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。  
「自動車税(種別割)」を「自動車税(種別割)」に改める。  
第五十七号の四様式の次に次の様式を加える。

## 第57号の4の2様式(規格A4)

自動車税(環境性能割)の還付(納付義務の免除)通知書 (県税条例施行規則第21条第3項の規定による通知書)					
納 税 者	住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称		様		
<p>年 月 日付で申請のありました自動車税(環境性能割)の還付(納付義務の免除)については、次のとおり決定しましたから通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県自動車税事務所長 印</p>					
年 度	納 期 限	申 告 税 額	納 付 年 月 日	納 付 済 額	還 付 ( 納 付 義 務 の 免 除 ) 額
	・ ・	円		円	円
自 動 車 の 表 示	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		車 台 番 号		
	車 名		原 動 機 型 式		型
	型 式		型 年 式	定 置 場	
備 考					

注 この通知に係る処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく自動車税事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第五十七号の五様式及び第五十七号の七様式中「自動車改定税」を「自動車税(県  
自治体別)」に改める。  
第六十七号様式表を次のように改める。

第67号様式(規格A4)

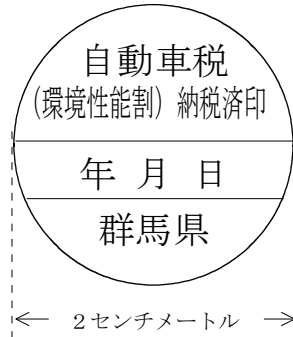
表

法人の県民税・事業税・地方法人特別税・更正・決定 通知兼納付告知書 法人の事業税・地方法人特別税に係る加算金額決定 通知書及び地方税法第13条第1項の規定による通知書) (県税条例第46条及び第56条第1項の規定による通知書及び地方税法第13条第1項の規定による通知書)															
(所在地) (法人名) (県法人番号)		様						群馬県		事務所長 印					
<p>第1項の規定により、次のとおり更正・決定・加算金額決定しましたから通知します。</p> <p>なお、不足税額等は、指定納期限までに同封の納付書によって納めてください。</p>															
事業年度		年月日から 年月日まで				施行(処理)		年月日							
県税等の処理内訳	処理区分					処理区分									
	申告年月日	(確定(修正)年月日)				所得金額		円							
	期限延長	(県民税(事業税・特別税)年月日)				法人税額		円							
	更正・決定等の理由					増加所得		円							
						正当増所得		円							
事業税・地方法人特別税					県民税										
摘要					摘要										
総額	所得金額		課税標準		税率(%)		税額		金額						
	付加価値額		円						円						
	資本金等の額								課税標準の総額①						
	収入金額								本県分 課税標準②						
更正・決定の金額	本県分	所得金額		円						税率② × % ③					
		年 万円以下		③③						道府県民税の特定寄附金税額控除額④					
		年 万円超 万円以下		③④						外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑤					
		年 万円超		③⑤						外国の法人税等の額の控除額⑥					
		計(③③ + ③④ + ③⑤)		③⑥						仮装経理に基づく控除額⑦					
	軽減税率不適用法人		③⑦						利子割額の控除額(②④)⑧						
	付加価値額		③⑧						差引額(③-④-⑤-⑥-⑦-⑧)⑨						
	資本金等の額		③⑨						既に納付の確定した税額⑩						
	収入金額		④①						租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑪						
	合 計 (③⑥又は③⑦+③⑧+③⑨+④①)		④②						清算所得等の額⑫						
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額④③					既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(②⑦)⑬										
事業税の特定寄附金税額控除額④④					差引法人税割額(⑨-⑩-⑪-⑫+⑬)⑭										
仮装経理に基づく控除額等④⑤					算定期間中において事務所等を有していた月数⑮										
既に納付の確定した額④⑥					円 × ⑮ / 12 ⑯										
租税条約の実施に係る控除額等④⑦					既に納付の確定した額⑱										
差引事業税額(④②-④③-④④-④⑤-④⑥-④⑦)④⑧					差引均等割額(⑱-⑲)⑳										
仮装経理に伴う繰越控除申告等④⑨					合計(⑭+⑱)㉑										
再差引事業税額④⑩					仮装経理に伴う繰越控除申告の更正に伴う繰越控除額㉒										
更正・決定の金額					租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除額㉓										
本県分 地方法人特別税の課税標準⑤①					差引県民税⑤②										
税額⑤① × % ⑤②					利子割額⑤③										
仮装経理に基づく控除額⑤③					控除しきれなかった額(⑤③-⑤④)⑤⑤										
既に納付の確定した額⑤④					既に還付を請求した額⑤⑥										
租税条約の実施に係る地方法人特別税額⑤⑤					既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(⑤⑥-⑤⑦)⑤⑦										
差引地方法人特別税額(⑤②-⑤③-⑤④)⑤⑥					差引控除不足額(⑤⑤-⑤⑦)⑤⑧										
仮装経理に伴う繰越控除申告等⑤⑦															
再差引地方法人特別税額⑤⑧															
合計事業税・地方法人特別税(④⑩+⑤⑧)⑤⑨															
納付すべき加算金額															
過少申告加算金		対象税額		率(%)		加算金		不申告加算金		対象税額		率(%)		加算金	
(通常分)		円				円		(通常分)		円				円	
(加重分)								(加重分)							
(小計)						⑥①		(小計)						⑥②	
重加算金										⑥③					
分割基準		事業税・地方特		総数(1)(2)		県民税		総数							
延滞期間の間		事業税・地方特		本県分(1)(2)		県民税		本県分		円					
		事業税・地方特		税額		税額		税額		円					
		事業税・地方特		期間		期間		期間		年月日					
指定納期限				合計(⑥②+⑥③+⑥④+⑥⑤+⑥⑥)											
納付場所		群馬県指定金融機関(群馬銀行)・群馬県指定代理金融機関・群馬県収納代理金融機関・郵便局(群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県の各県内並びに東京都内の郵便局)・行政課税事務所													

第百三十三号様式(中)「自動車取得税」を「自動車税(環境性能割)」と、「第130条第2項」を「第147条の11第2項」と、「第129条」を「第147条の10」に改める。  
第百四号様式を次のように改める。

第104号様式

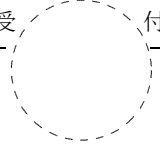
自動車税(環境性能割)納税済印







第113号の2様式(規格A4)

受付 		自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書 (身体障害者等の利用に供する自動車) (県税条例第147条の20第4項又は第163条第2項の規定による申請書)			
		群馬県知事あて	申請年月日	年	月
申請者	住所 (所在地)				
	フリガナ 氏名 (法人の場合は、法人名及び代表者名)	印			
この申請について応答する担当者の氏名				電話番号	
年度の自動車税(環境性能割及び種別割)について、次のとおり減免してください。					
自動車の登録番号(車両番号)					
減免申請税額	自動車税(種別割)	年度分		円	普通徴収・証紙徴収
	自動車税(環境性能割)			円	
身体障害者等専用構造自動車	申請車両を利用する身体障害者等	住所	申請車両の運行内容		目的
		氏名			使用頻度
		生年月日			目的地の名称・所在地
		電話番号			
		申請者との続柄			
身体障害者等専用改造自動車の環境性能割の減免税額の算出方法	区分	金額	税率	税額	
	自動車の本体価格	① 円		③ 円	
	構造変更に必要な費用	②			
	取得価格	①+②		④	
	減免税額			④-③	円
添付書類	1 登録事項等証明書、自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し 2 売買契約書の写し又は注文書 3 構造変更した部分の写真 4 その他知事が指示する書類				

注 この申請書は、自動車税(環境性能割)にあつては自動車税(環境性能割)の申告書を提出する時又は日までに、自動車税(種別割)で普通徴収の方法により納付するものにあつては納期限までに、自動車税(種別割)で証紙徴収の方法により納付するものにあつては自動車税証紙によりその税額を納付することとされている際に、提出してください。

## 第113号の3様式(規格A4)

自動車税(環境性能割)減免承認(不承認)通知書 (県税条例施行規則第42条の16の規定による通知書)			
申請者	住所 (所在地)		
	氏名 (法人の場合は、法人名及び代表者名)	様	
<p>年 月 日付けで申請のありました自動車税(環境性能割)の減免については、次のとおり承認しましたから通知します。 (次の理由により認められませんから通知します。)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県自動車税事務所長 印</p>			
整理番号	自動車の登録番号 (車両番号)	減免承認(不承認)税額	摘要
		円	
不承認の場合の理由			

注 この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく自動車税事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第四十回改定中「自動車取得税・自動車税」や「自動車税(環境性能割・種別割)」並びに「第42条」や「第42条の16」並びに「自動車税」「自動車税(種別割)」並びに「自動車取得税」「自動車税(環境性能割)」並びに「自動車取得税及び自動車税」や「自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同様の次に次の四様式を加える。

第114号の2様式(規格各片とも140ミリメートル×100ミリメートル)

郵便はがき

自動車税(環境性能割・種別割)減免承認通知書  
(精神障害者に係る自動車)  
(県税条例施行規則第42条の16又は第43条の規定による通知書)  
申請者の住所及び氏名

様

様

自動車の登録番号	
減免税額	年度分 円
自動車税(種別割)	円
自動車税(環境性能割)	円

さきに申請のありました自動車税(環境性能割及び種別割)の減免については、上記のとおり承認しましたから通知します。

年 月 日

群馬県自動車税事務所長 印

注 意 事 項

- 1 減免の条件  
精神障害者の使用、精神障害者の通勤、通学、生業、通院等のため生計を一にする者の使用又は身体障害者、通学、生業、通院等のための常時介護者の使用に限ります。
- 2 その他  
(1) 自動車を買換えたときは、その都度減免申請書を提出してください。  
(2) 減免理由が消滅したときは、速やかに自動車税事務所又は行政書士事務所(申告書用紙は、自動車税事務所又は行政書士事務所)に申告書(自動車税事務所)を提出してください。  
(3) 減免承認後、精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更があった場合は、速やかに自動車税事務所又は行政書士事務所(申告書用紙は、自動車税事務所)に申告書(自動車税事務所)を提出してください。  
(4) 自立支援医療受給者証(精神障害者更生車)交付を受けない場合は、速やかに自動車税事務所又は行政書士事務所(申告書用紙は、自動車税事務所)に申告書(自動車税事務所)を提出してください。  
(5) 減免を受けられない場合は、この通知書の取付日(翌日)から起算して3か月以内(通知書を受け取った日から起算して3か月以内)に、知事事務所に審査請求(正副2通)を、なるべく自動車税事務所を審査請求してください。  
その審査請求は、群馬県知事(群馬県)において6か月以内に、群馬県を被告として提起し、その判決が、群馬県を代表する者(群馬県知事)から提起することになります。ただし、審査請求することから起算して3か月以内(翌日)から起算して3か月以内(通知書を受け取った日から起算して3か月以内)に、知事事務所に審査請求(正副2通)を、なるべく自動車税事務所を審査請求してください。  
(6) 審査請求は、群馬県知事(群馬県)において6か月以内に、群馬県を被告として提起し、その判決が、群馬県を代表する者(群馬県知事)から提起することになります。ただし、審査請求することから起算して3か月以内(翌日)から起算して3か月以内(通知書を受け取った日から起算して3か月以内)に、知事事務所に審査請求(正副2通)を、なるべく自動車税事務所を審査請求してください。

第114号の3様式（規格A4）

<div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: auto; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">様</p> </div>	<p style="text-align: center;">自動車税（環境性能割・種別割）減免承認通知書 （身体障害者等の利用に供する自動車） （県税条例施行規則第42条の16又は第43条の規定による通知書）</p>		
<p>さきに申請のありました自動車税（環境性能割及び種別割）の減免については、次のとおり承認しましたから通知します。</p> <p>なお、減免対象自動車が減免申請理由に該当しなくなつたときは、その旨を「自動車税（種別割）減免理由消滅申告書」により速やかに申告してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県自動車税事務所長 印</p>			
自動車の登録番号			
減免承認税額	自動車税 （種別割）	年度分 円	普通徴収・証紙徴収
	自動車税 （環境性能割）	円	/
備考			

注 この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく自動車税事務所を經由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第114号の4様式（規格A4）

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 0 auto;"></div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>自動車税（環境性能割・種別割）減免不承認通知書 （身体障害者等に係る自動車） （県税条例施行規則第42条の16又は第43条の 規定による通知書）</p> </div> </div>		様		
		<p>さきに申請のありました自動車税（環境性能割及び種別割）の減免については、次の理由により認められませんから通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県自動車税事務所長 印</p>		
自動車の登録番号				
減 免 不 承 認 税 額	自 動 車 税 （ 種 別 割 ）	年度分	円	普通徴収・証紙徴収
	自 動 車 税 （環境性能割）		円	/
不 承 認 の 理 由				

注 この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく自動車税事務所を經由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 第114号の5様式（規格A4）

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 10px;"></div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>自動車税（環境性能割・種別割）減免不承認通知書 （身体障害者等の利用に供する自動車） （県税条例施行規則第42条の16又は第43条の 規定による通知書）</p> </div> </div>		様	
さきに申請のありました自動車税（環境性能割及び種別割）の減免については、次の理由により認められませんから通知します。			
年 月 日			
自動車の登録番号			
減 免 不 承 認 税 額	自 動 車 税 （ 種 別 割 ）	年度分	円
	自 動 車 税 （環境性能割）		円
普通徴収・証紙徴収		普通徴収・証紙徴収	
不 承 認 の 理 由			

注 この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく自動車税事務所を經由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



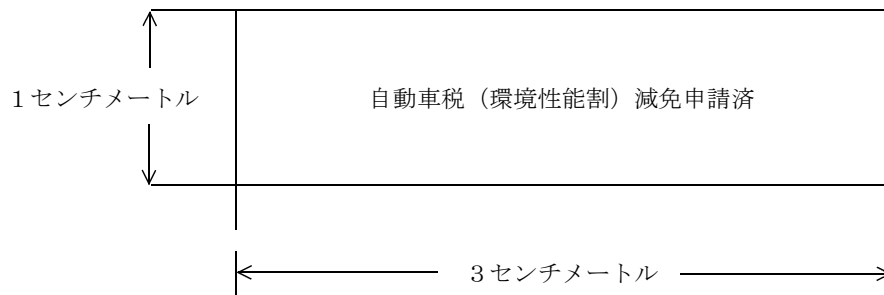
第百十五号の二様式中「自動車税減免」を「自動車税(種別割)減免」とし、「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」と改め、同様式を第百十五号の四様式とす。  
第百十五号の二様式中「自動車取得税・自動車税」を「自動車税(環境性能割・種別割)」とし、「第42条」を「第42条の16」とし、「自動車税」を「自動車税(種別割)」とし、「自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税(環境性能割及び種別割)」に改め、同様式の次に次の十五様式を加える。

第115号の2様式(規格A4)

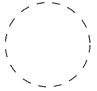
様	自動車税(環境性能割・種別割)減免承認通知書 (精神障害者に係る自動車)  (県税条例施行規則第42条の16又は第43条の規定による通知書)						
自動車の登録番号							
減免税額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">自動車税 (種別割)</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">年度分</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税 (環境性能割)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	自動車税 (種別割)	年度分	円	自動車税 (環境性能割)		円
自動車税 (種別割)	年度分	円					
自動車税 (環境性能割)		円					
備考							
さきに申請のありました自動車税(環境性能割及び種別割)の減免については、上記のとおり承認しましたから通知します。 年 月 日							
群馬県自動車税事務所長 印							
注 意 事 項							
1 減免の条件 精神障害者本人の使用、精神障害者の通勤、通学、生業、通院等のための生計を一にする者の使用又は身体障害者等のみで構成される世帯の精神障害者の通勤、通学、生業、通院等のための常時介護する者の使用に限ります。 2 その他 (1) 自動車を買換えたときは、その都度減免申請書を提出してください。 (2) 減免理由が消滅したときは、速やかに自動車税事務所又は行政県税事務所に「減免理由消滅申告書」を提出してください。(申告書用紙は、自動車税事務所又は行政県税事務所に用意してあります。) (3) 減免承認後、精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更があった場合は、速やかに自動車税事務所又は行政県税事務所まで御連絡ください。(2級又は3級の場合は、減免を受けられません。) (4) 自立支援医療受給者証(精神通院)を更新せず、交付を受けなかつた場合は、速やかに自動車税事務所又は行政県税事務所まで御連絡ください。(自立支援医療受給者証が交付されていない場合は、減免を受けられません。) 注 この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく自動車税事務所を経由して提出してください。 上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							

第115号の3様式

自動車税(環境性能割)減免申請書の受理印



第115号の3の2様式(規格A4)

受付  群馬県知事あて		年度 自動車税(環境性能割)交付金算定資料報告書 (県税条例施行規則第42条の20の規定による報告書)		年月日 市町村長 印	
数	値	道路の延長	(ア) <input type="text"/> m	道路の面積	(イ) <input type="text"/> m <sup>2</sup>
人		人口 <input type="text"/> 人 (ウ)			
道路の延長	道(除く橋りょう) 路面	4.5m以上	<input type="text"/> m × 0.9 = <input type="text"/> m	表示単位未満 四捨五入	
		2.5m以上 4.5m未満	<input type="text"/> m × 1.0 = <input type="text"/> m		
	橋りょう	木橋	<input type="text"/> m × 42.0 = <input type="text"/> m	表示単位未満 四捨五入	
		橋りょう (除く木橋)	<input type="text"/> m × 1.0 = <input type="text"/> m		
	計 (エ)		<input type="text"/> m		
	$\frac{(ア)}{1,000}$ (オ)		<input type="text"/>	割放し	
	$\frac{(ウ)}{(オ)}$ (カ)		<input type="text"/> 人	表示単位未満 切上げ	
	(カ)の区分に応ずる率 (キ)		<input type="text"/>		
	(エ) × (キ) (A)		<input type="text"/> m	表示単位未満 四捨五入	
	道路の面積	道(除く橋りょう) 路面	6.5m以上	<input type="text"/> m <sup>2</sup> × 1.1 = <input type="text"/> m <sup>2</sup>	表示単位未満 四捨五入
4.5m以上 6.5m未満			<input type="text"/> m <sup>2</sup> × 1.0 = <input type="text"/> m <sup>2</sup>		
2.5m以上 4.5m未満			<input type="text"/> m <sup>2</sup> × 0.7 = <input type="text"/> m <sup>2</sup>		
橋りょう			<input type="text"/> m <sup>2</sup> × 10.8 = <input type="text"/> m <sup>2</sup>	表示単位未満 四捨五入	
計 (ク)		<input type="text"/> m <sup>2</sup>			
$\frac{(イ)}{1,000}$ (ケ)		<input type="text"/>	割放し		
$\frac{(ウ)}{(ケ)}$ (コ)		<input type="text"/> 人	表示単位未満 切上げ		
(コ)の区分に応ずる率 (サ)		<input type="text"/>			
(ク) × (サ) (B)		<input type="text"/> m <sup>2</sup>	表示単位未満 四捨五入		

第115号の3の3様式(規格A4)

受 付

群馬県知事あて		証紙代金収納計器取扱者指定申請書 (県税条例施行規則第42条の21第1項の規定による申請書)	
		申請年月日	年 月 日
申請者	住(居)所 又は所在地		
	氏名又は 名称	印	
証紙代金収納計器の取扱いをしたいので指定してください。			
証紙代金収納計器 の取扱場所			
指定 証紙 代金 収納 計器	名称		
	型式		
	計器番号		
事業内容			
財産状況			
備考			

第115号の3の4様式(規格A4)

様	証紙代金収納計器取扱者指定取消通知書  (県税条例施行規則第42条の21第4項の 規定による通知書)	(証紙代金 収納計 器取扱 者あて)
	年 月 日	
群馬県自動車税事務所長 印		
年 月 日付で指定した証紙代金収納計器取扱者としての指定について、次の理由に より取り消します。		
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日	
理 由		

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく自動車税事務所を經由して提出してください。

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第115号の3の5様式

群馬県  
自動車税  
証紙代金収納計器取扱所

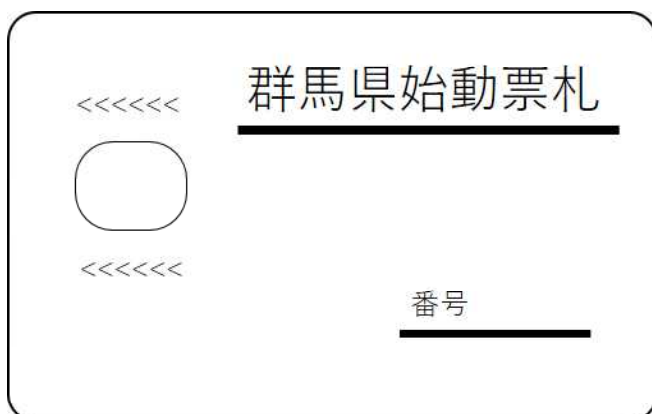
(取扱者の氏名又は名称)

35  
センチメートル

10センチメートル

第115号の3の6様式(規格縦54ミリメートル、横86ミリメートル)

群馬県証紙代金収納計器始動票札





第115号の3の7様式(規格A4)

受 付

群馬県自動車税事務所長あて		始動票札買受申請書 (県税条例施行規則第42条の23第2項の 規定による申請書)	
		申請年月日	年 月 日
証紙代金 収納計器 取扱者	住(居)所 又は所在地	印	
	氏名又は 名称		
次のとおり始動票札を買い受けたいので申請します。			
収納計器番号			
区 分	金 額		
前回までの交付			円
今回の交付申請			円
交 付 累 計			円
備 考			

上記のとおり受領しました。			
年 月 日			
証紙代金収納計器取扱者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称			印

第115号の3の8様式(規格各片とも185ミリメートル×85ミリメートル)

(第1片)

始動票札買受代金払込書											
第 号		年度			歳 入						
群馬県証紙収入特別会計											
払 込 金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	始 動 票 札 代 金 ①										
	還 付 金 額 ②										
	収 納 計 器 取 扱 手 数 料 ( (①-②) × 手数料率 ) ③										
	差 引 払 込 金 額 (①-②-③) ④										
払 込 場 所	群馬銀行 支店										
払 込 の 目 的	始動票札買受代金										
<p>上記の金額を払い込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県証紙代金収納計器取扱者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) <span style="float: right;">印</span></p> <p>群馬県指定金融機関 様</p>											
										領収日付印	

(指定金融機関が保管する。)

(第2片)

領 収 済 通 知 書												
第 号			年度				歳 入					
群馬県証紙 収入特別会計		払 込 者	群馬県証紙代金 収納計器取扱者				住所(所在地) 氏名(名称)					
払 込 金 額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内   訳	始 動 票 札 代 金 ①											
	還 付 金 額 ②											
	収納計器取扱手数料 ( (①-②) × 手数料率 ) ③											
	差引払込金額(①-②-③) ④											
払 込 場 所		群馬銀行 支店										
払 込 の 目 的		始動票札買受代金										
<p>上記の金額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>群馬県会計管理者あて</p> <p style="text-align: right;">群馬県指定金融機関</p>												
											領収日付印	

(県へ送付する。)

(第3片)

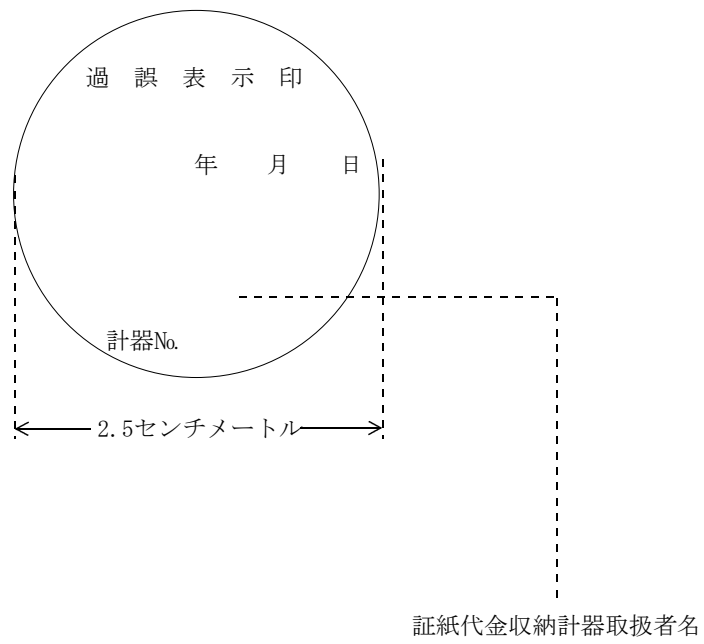
領 収 証 書												
第 号		年度				歳 入						
群馬県証紙 収入特別会計		払 込 者	群馬県証紙代金 収納計器取扱者			住所(所在地) 氏名(名称)						
払 込 金 額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	始 動 票 札 代 金 ①											
	還 付 金 額 ②											
	収 納 計 器 取 扱 手 数 料 ( (①-②) × 手数料率 ) ③											
	差 引 払 込 金 額 (①-②-③) ④											
払 込 場 所		群馬銀行 支店										
払 込 の 目 的		始動票札買受代金										
上記の金額を領収しました。 年 月 日												
										群馬県指定金融機関		
										領収日付印		

(払込者に交付する。)

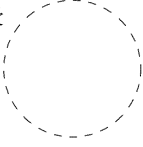
第115号の3の9様式(規格縦2.5センチメートル 横6.3センチメートル)



第115号の3の10様式



第115号の3の11様式(規格A4)

受 付  群馬県自動車税事務所長あて		整理番号	
		過誤表示金額還付申請書 (県税条例施行規則第42条の24第3項の規定による申請書)	
		申請年月日	年 月 日
証紙代金 収納計器 取扱者	住所又は所在地 氏名又は名称	印	
証紙代金収納計器取扱期間		年 月 日から 年 月 日まで	
表示金額合計額①		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
①のうち の過誤表 示分	過誤表示金額合計②		
	過誤表示申告書等枚数	枚	
正当表示金額合計額(①-②)③			
還付申請 する過誤 表示分	還付申請額		
	申告書等枚数	枚	
備考			

還付に使用した始動票札買受代金払込書	払込書番号	第 号	始動票札代金				
	年 度	年度	収納計器取扱手数				
	始動票札交付年月日	年 月 日	還付金額				
			払込金額				
上記のとおり、還付処理を行いました。			年 月 日				
			(取扱者) 職氏名 印				

第115号の3の12様式(規格A4)

		証紙代金収納計器使用記録簿 (県税条例施行規則第42条の27第1項の規定による記録簿)								使 用 月	年 月 分
										収 納 計 器 番 号	
日 付	収納計器表示の 累計 (1)		当 日 表 示 分						取扱責 任者印	自動車税 事務所責 任者印	
	件数	金 額	計器表示分(2)		過誤表示分(3)		正当表示分(2)-(3)				
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
計											





第115号の3の14様式(規格A4)

受 付												
群馬県自動車税事務所長あて		証紙代金収納計器使用状況報告書 (県税条例施行規則第42条の28の規定による報告書)										
		報告年月日	年	月	日							
証紙代金 収納計器 取扱者	住所又は所在地											
	氏名又は名称				印							
次のとおり 年 月分の証紙代金収納計器の使用状況を報告します。												
収 納 計 器 番 号												
計器 表示 金額	本月末累計 表示額 ①	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
											0	0
	前月末累計 表示額 ②										0	0
	本月表示額 (①-②)③										0	0
証紙 代金	③のうち 過誤表示 の分 ④										0	0
	本月分正当 表示額計 (③-④)⑤										0	0
表示	前月末累計 正当表示 額 ⑥										0	0
実績	累 計 額 (⑤+⑥)⑦										0	0
過誤表示申告書 等枚数												枚
備 考												

第百十六号様式及び第百十七号様式を次のように改める。

第116号様式及び第117号様式 削除

第百十七号の二様式中「自動車税減免」を「自動車税(種別割)減免」及び「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」に改める。

第百十七号の二の様式から第百十七号の五様式までを次のように改める。

第117号の2の様式から第117号の5様式まで 削除

第百十七号の六様式中「自動車取得税」を「自動車税(環境性能制)」及び「第138条第1項」を「第147条の21第1項」及び「行政果税事務所」を「行政果税事務所・自動車税事務所」に改める。

第百十七号の七様式を次のように改める。

第117号の7様式 削除

第百十八号様式中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。

第百十九号様式及び第百二十号様式中「自動車税課税」を「自動車税(種別割)課税」及び「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」に改める。

第百二十一号様式及び第百二十二号の三様式中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。

第百二十二号の五様式中「自動車税減免」を「自動車税(種別割)減免」及び「自動車税に」を「自動車税(種別割)に」に改める。

第百二十二号の六様式及び第百二十二号の七様式中「自動車税減免」を「自動車税(種別割)減免」に、「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」に改める。

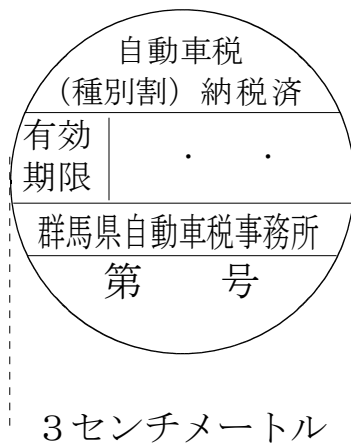
第百二十二号の八様式及び第百二十二号の九様式中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。

第百二十二号の十様式及び第百二十二号の十一様式中「自動車税減免」を「自動車税(種別割)減免」に、「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」に改める。

第百二十二号の十二様式中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。  
第百二十三号様式を次のように改める。

第123号様式

自動車税(種別割)納税済印(納税証明用)



第二百二十三号の二様式中「自動車税(種別割)率表」を「自動車税(種別割)率表」に、「自動車税(種別割)率表」を「自動車税(種別割)率表」に改める。

第二百二十三号の三様式及び第二百二十三号の三の二様式中「自動車税(種別割)率表」を「自動車税(種別割)率表」に改める。

第二百二十三号の四様式を次のように改める。

第123号の4様式 第123号の4様式

第二百二十三号の五様式中「第132条第1項」を「第147条の15第1項」に改める。

第二百二十三号の八様式から第二百二十三号の二十様式までを削る。

#### 附則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第六十七号様式表の改正規定は、同年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県条例施行規則の規定により発せられ、又は提出されている通知書等は、改正後の同規則の相当規定により発せられ、又は提出されたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第349号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-([2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ)メチル)フェノール(通称名25E-NBOH、2C-E-NBOH)及びその塩類
- (2) 3-[1-(1-ピペリジニル)シクロヘキシル]フェノール(通称名3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP)及びその塩類
- (3) キノリン-8-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート(通称名NPB-22)及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

## 3 指定が効力を失う日

平成30年12月29日

## 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

## ◎群馬県告示第350号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 邑楽郡千代田町(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的 風害の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び千代田町役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	綿貫篠塚線	高崎市八幡原町字北川久保508番の3地先から同市同字同455番の1地先まで	前	8.9～14.0	128.7
			後	8.9～33.2	128.7

## ◎群馬県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田安中倉淵線	富岡市蚊沼字堂山877番の3地先から同市同字嶋502番の1地先まで	前	7.9～21.9	315.5
			後	8.5～31.9	306.5

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 申請のあった年月日 平成30年12月14日

- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人富岡製糸場を愛する会
  - 3 代表者の氏名 高橋伸二
  - 4 主たる事務所の所在地 富岡市富岡1123番地
  - 5 定款に記載された目的 この法人は、富岡製糸場の歴史的、文化的、産業的な遺産価値を認め、これを愛護する者をもって組織し、富岡製糸場について共に学び合いながらその輪を広げるとともに、「富岡製糸場と絹産業遺産群」を核とする地域活性化等を支援する事業を行い、もって不特定多数及び地域社会の利益増進に寄与することを目的とする。
- 

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
    - (1) 名称 群馬県野鳥の森施設
    - (2) 所在地 安中市松井田町横川地内
  - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
    - (1) 名称 安中市
    - (2) 主たる事務所の所在地 安中市安中一丁目23番13号
    - (3) 代表者の氏名 安中市長 茂木英子
  - 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
    - (1) 名称 伊香保森林公園
    - (2) 所在地 渋川市伊香保町伊香保地内
  - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
    - (1) 名称 グリーントラフトマン株式会社
    - (2) 主たる事務所の所在地 藤岡市本郷820番地9
    - (3) 代表者の氏名 代表取締役 八木公治
  - 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
-



群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 赤城森林公園及び赤城ふれあいの森
  - (2) 所在地 前橋市柏倉町地内及び富士見町赤城山地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 群馬県森林組合連合会
  - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市上大島町182番地20
  - (3) 代表者の氏名 代表理事会長 八木原勇治
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 さくらの里
  - (2) 所在地 甘楽郡下仁田町大字上小坂地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金
  - (2) 主たる事務所の所在地 北群馬郡榛東村大字新井2935番地
  - (3) 代表者の氏名 代表理事 井田由夫
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 桜山森林公園
  - (2) 所在地 藤岡市三波川地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 藤岡市
  - (2) 主たる事務所の所在地 藤岡市中栗須327番地

(3) 代表者の氏名 藤岡市長 新井雅博

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

---

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 みかぼ森林公園

(2) 所在地 藤岡市上日野地内

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 グリーンクラフトマン株式会社

(2) 主たる事務所の所在地 藤岡市本郷820番地9

(3) 代表者の氏名 代表取締役 八木公治

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

---

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 21世紀の森

(2) 所在地 沼田市上発知町地内及び利根郡川場村門前地内外

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 利根沼田森林組合

(2) 主たる事務所の所在地 利根郡川場村大字谷地2054番地4

(3) 代表者の氏名 代表理事組合長 鈴木敏雄

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

---

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営境小此木土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成31年1月4日から平成31年2月1日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊勢崎市役所

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 群馬の森
  - (2) 所在地 高崎市綿貫町外
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 グリーンクラフトマン株式会社
  - (2) 主たる事務所の所在地 藤岡市本郷820番地9
  - (3) 代表者の氏名 代表取締役 八木公治
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## ■ 収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成30年12月28日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁治

- 1 起業者の名称 高崎市
- 2 事業の種類 浜川運動公園拡張事業並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

群馬県高崎市井出町字西下井出

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
454番13	山林	原野	45	45.89	45.89

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
楊 威	不明 (土地登記記録上の住所地) 高崎市井出町454番地12

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし  
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年12月21日

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、群馬県県土整備部監理課用地対策室に保管してあり、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成31年1月17日をもって、その通知があったものとみなされる。

平成30年12月28日

群馬県収用委員会会長 戸 所 仁 治

- 1 事件名 浜川運動公園拡張事業並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事に係る土地収用事件  
 2 通知書の名称 平成30年12月25日付け群収用委第30058-8号「第1回審理の開催について（通知）」  
 3 通知を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番  
 (1) 氏名及び住所

氏 名	住 所
楊 威	不明 (土地登記記録上の住所地) 高崎市井出町454番地12

- (2) 土地の所在及び地番 群馬県高崎市井出町字西下井出454番13

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年12月28日

群馬県知事 大 澤 正 明

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県域電子申請サービス提供業務  
 (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。  
 (3) 履行期間 契約締結の日から平成36年8月31日（土）まで  
 (4) 履行場所 群馬県企画部情報政策課が指定した場所又は受託者の申請により同課が認めた場所  
 (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し共同企業体又は単独企業による一般競争入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 共同企業体による場合は(1)に、単独企業による場合は(2)に示すとおりとする。

(1) 共同企業体 次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 共同企業体の構成員の資格要件

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に記載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に記載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成31年1月24日(木)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年2月13日(水)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県企画部情報政策課へその旨連絡すること。

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(エ) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(オ) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(カ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(キ) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

イ 共同企業体全体の資格要件

(ア) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(イ) 共同企業体の代表構成員は、実質的営業年数が10年以上であること。

なお、実質的営業年数とは、一定の業務を継続的に営んでいる年数をいい、営業譲渡を受けた企業については、譲渡元企業の営業年数を通算する。

(ウ) プライバシーマーク(JISQ15001)の認証及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)の資格(これらと同等の信頼性があると知事が認める認定を含む。)を取得済み又は平成31年8月1日(木)までに認定を受ける見込みがあること。

(エ) 地方公共団体における共同利用型ASP電子申請サービスの運用実績があること。

(オ) 群馬県域電子申請サービス提供業務共同企業体協定を締結していること。

なお、共同企業体は、自主結成とする。

(カ) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

(キ) 共同企業体の代表構成員は、日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(2) 単独企業 上記(1)に掲げる要件(イ(ア)、(イ)及び(カ)を除く。)を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群

馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企画部情報政策課情報化推進係(佐竹佑介) 電話027-226-2345(ダイヤルイン)

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 平成30年12月28日(金)から平成31年1月18日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成31年1月31日(木)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成31年1月24日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県電子申請サービス提供業務入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年2月14日(木)午前10時 群馬県庁舎19階191会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月13日(水)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県企画部情報政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県電子申請サービス提供業務入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture

- (2) Nature of the services to be required: Electronic Application system as ASP Service

- (3) Term of contract: From the day of commencement through August 31, 2024
- (4) Date and time for the submission of tenders: Thursday, February 14, 2019 at 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by Wednesday, February 13, 2019 at 4:00 p.m.)
- (5) Managing Authority: Information Network Division, Department of Planning and Development, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2345 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年12月28日

群馬県立二葉特別支援学校長 筑井博之

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県立二葉・二葉高等特別支援学校スクールバス運行委託業務 5路線
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (4) 履行場所 群馬県立二葉特別支援学校通学区管内及び群馬県立二葉特別支援学校の指定する場所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成31年1月21日（月）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月31日（木）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立二葉特別支援学校へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支

店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

- (8) 本件と同種の業務について実績があること。  
(9) 日本国内において、県教育委員会が行う立会検査に応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-3531 群馬県高崎市足門町120 群馬県立二葉特別支援学校(担当:串淵 豪) 電話027-373-2235  
ファクシミリ027-371-4216
- (2) 入札説明書の交付方法 平成30年12月28日(金)から平成31年1月24日(木)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県教育委員会が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成31年2月5日(火)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成31年1月24日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「スクールバス運行委託業務に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年2月13日(水)午前11時 群馬県立二葉特別支援学校会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月12日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立二葉特別支援学校長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「スクールバス運行委託業務に係る入札書在中」と朱書きすること。)

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary



- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hiroyuki Tsukui, Principal of Gunma Prefectural Futaba Special Needs School
- (2) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Gunma Prefectural Futaba Special Needs School
- (3) Fulfillment period: From April 1, 2019 To March 31, 2020
- (4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Futaba Special Needs School district jurisdiction and places Gunma Prefectural Futaba Special Needs School designates
- (5) Dates of issue for tender documents: From 9:00 a.m. December 28, 2018 To 5:00 p.m. January 24, 2019
- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Until 5:00 p.m. January 24, 2019
- (7) Bidding deadline: Until 11:00 a.m. February 13, 2019  
The tender must be sent to the address below no later than February 12, 2019 at 5:00 p.m. by registered mail.
- (8) For further details, please contact: Go Kushibuchi, Gunma Prefectural Futaba Special Needs School, 120 Ashikado-machi, Takasaki-shi, Gunma-ken, 370-3531, Japan, Tel: 027-373-2235 (Japanese language only)

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年12月28日

群馬県立小児医療センター院長 外 松 学

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 手術部門患者情報システム 一式（メーカー保証期間を除く4年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 平成30年11月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店前橋支店 群馬県前橋市荒牧町二丁目39番地7
- 5 落札金額 108,938,736円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年10月16日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111